

ふるさと納税とは、生まれ故郷や応援したい地方公共団体に寄付をすることで、寄付金のうち、2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です。(ただし、一定の上限があります。)町は、ふるさと納税制度を活用し、下川町の魅力を発信するとともに、地場産品の販売促進、地元産業の活性化、町の財源確保のため、ふるさと納税の返礼品の募集を行います。

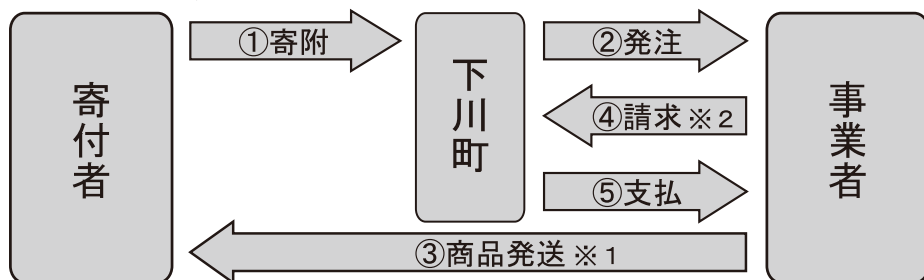
現在は以下のような流れで寄付の受付から返礼品の送付までを行っています。

●募集品

次の要件を満たすものとし、ます。なお、返礼品となる商品は、詰め合わせなどのセット商品や定期発送商品、食品以外のサービスも対象とします。

- (1) 下川町の魅力を発信することができるものである こと。
- (2) 下川町内で生産もしくは、製造、加工、提供されるものである こと。
- (3) 品質、及び数量の面において安定的な供給が見込めるもの。期間限定・数量限定で供給可能なものは事前に用意できる期間、個数を提示してください。

寄附からの流れ



ふるさと納税の返礼品に関するご提案を町内事業者から募集します

- ※1 商品発送については、役場からお渡しする発送伝票を使用させていただきます。(町が送料を負担します。)
- ※2 請求については事業者の都合に合わせ、その都度又は月締めの対応が可能です。

●返礼品の金額について

返礼品の商品価格は、寄付者からの寄付金額の3割以内で設定していただきます。商品価格に関しては左記の通りとなります。

※商品価格は箱・梱包代・消費税を含めた価格です。ただし、送料は含みません。

寄付金額	商品価格
10,000 円	3,000 円以内(税込)
15,000 円	4,500 円以内(税込)
20,000 円	6,000 円以内(税込)
30,000 円	9,000 円以内(税込)
50,000 円	15,000 円以内(税込)

●応募資格

①町内事業者
 ※個人でも商品の提供、発送等に責任を負える人は応募可能です。

●応募方法

左記連絡先へお電話又はメールにてご相談ください。詳細をお聞きしたのち、申込用紙等をお渡しいたします。まずは気軽にご連絡ください。

●応募期限

随時受け付けておりますので期限は設けていません。いつでもご相談ください。

②発送作業が行える体制が整っていること

※発送体制が整っていない場合は担当へご相談ください。

●連絡先

政策推進課SDGs推進戦略室
 担当 大西
 ☎ 4-2511内線235
 ☆ 4-250002
 FAX 4-2517
 e-mail: s-furusato@town.shimokawa.hokkaido.jp

